

社団法人 足利法人会定款

制定 昭和63年10月25日

改正 平成 7年 8月 3日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人足利法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、栃木県足利市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会の開催等、税務知識の普及に資する事業
- (2) 納税意識の高揚等、税務行政の円滑な執行に資する事業
- (3) 役員、社員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する事業
- (4) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、足利税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により、任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 法人の解散又は事務所の閉鎖
- (3) 除 名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議により、除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動の生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

理 事 60名以上～80名以内

うち 会 長 1名

副 会 長 7名以上～10以内

専務理事 1名

常任理事 20名以上～30名以内

監 事 2名以上～3名以内

(役員を選出)

第14条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者、又は役職員のうちからこれを選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選により、これを選任する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長の指示により会務を掌理する。

4 常任理事は、本会の常務を審議し、執行する。

5 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。

6 監事は、民法第59条（監事の職務）に定める職務を行う。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、就任後、第2回目の通常総会が終了のときに終わる。ただし、再

任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条(除名)第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。

第5章 顧問、相談役、参与、委員、部会及び職員

(顧問、相談役及び参与)

第19条 本会に顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、毎年度理事会の推せんにより会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第20条 第4条(事業)に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員は、常任理事会の推せんにより、会員たる法人の代表者、又はその職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(部 会)

第21条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て地区部会、業種部会、MD部会及び女性部会を設置することができる。

2 地区部会、業種部会、MD部会及び女性部会の組織については、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(職 員)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員若干名を置き会長がこれを任免する。

3 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第23条 委員会、部会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも5日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(会員の表決権)

第27条 会員は、各1個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 収支決算及び予算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第30条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。

3 監事、顧問、相談役及び参与は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第31条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会の招集については、第26条(総会の開催及び招集)第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において、理事会に委任された事項

(4) その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会に代わり常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を受けなければならない。

(会議の議長)

第34条 会議の議長は、その都度選出する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第38条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物件のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第41条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部もしくは一部を基本財産に組入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第44条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第46条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来、足利法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り、設立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第42条（事業年度）の規定にかかわらず、設立総会の日から昭和64年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。

付 則

この定款は、主務官庁の許可があった日（平成7年8月3日）から施行する。